

## 愛媛県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛媛県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、評価調査者養成研修、継続研修及び更新時研修に関して必要な事項を定めることにより、評価調査者の養成及びその資質の向上を図ることを目的とする。

### (評価調査者養成研修の対象者)

第2条 評価調査者養成研修の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 愛媛県から認証を受けている第三者評価機関又は認証を取得することが見込まれる法人に、評価調査者として所属することを予定している者
  - (2) 愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条第4号アの要件を満たす者
- 2 社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活自立支援施設をいう。）に係る第三者評価機関の認証を取得する予定の評価機関については、全国社会福祉協議会の実施する「社会的養護関係施設評価者養成研修」を受講するものとする。

### (継続研修の対象者)

第3条 継続研修の対象者は、評価調査者養成研修を修了した者とする。

### (更新時研修の対象者)

第4条 更新時研修の対象者は、愛媛県から認証を受けている第三者評価機関に所属する評価調査者とする。

### (カリキュラム)

第5条 評価調査者養成研修、継続研修及び更新時研修は、別表のカリキュラムに基づき実施するものとする。

### (実施方法等)

第6条 研修日程、研修内容、受講手続等は、県が年度ごとに定めるものとし、県ホームページ等により研修案内を公表する。

- 2 研修の講師は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者養成研修を修了した者が行うものとする。
- 3 受講者は、研修に係る費用を負担するものとする。

### (研修の修了)

第7条 受講者は、一回の研修で定められたカリキュラムすべてを履修したことをもって、研修を修了したこととする。ただし、災害等やむを得ない理由により、研修の一部を受講できなかった場合には、その者の受講状況等を踏まえ、研修の修了について配慮することができる。

### (修了証の交付)

第8条 県は、評価調査者養成研修又は継続研修を修了した者若しくは更新時研修を修了

した第三者評価機関について、修了者証を交付するものとする。  
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から施行する。